

議案第50号

久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例

久喜市立体育施設条例(平成22年久喜市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「前払式証票(以下「プリペイドカード」という。)」を「回数券」に改め、同条第3項中「プリペイドカード」を「回数券」に改める。

第15条第2項中「第7条及び第9条」を「第7条、第9条及び第12条」に、「並びに第9条中「市長」」を「、第9条並びに第12条第2項中「市長」又は「市」」に改める。

別表第2の3の表を次のように改める。

3 菖蒲温水プール及び鷲宮温水プールの回数券

種類	回数	金額
800円券	11回分	8,000円
400円券	11回分	4,000円
200円券	11回分	2,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の第12条第2項の規定によるプリペイドカードによる使用料の納付については、同条の規定は、令和6年9月30日までは、なおその効力を有する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

菖蒲温水プール及び鷲宮温水プールにおける使用料の納付に関し、プリペイドカードを廃止して新たに回数券を導入するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。